

2023年10月から段階的に導入される、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、国税庁等から様々な案内リーフレット・Q&A が公表されています。消費税免税事業者の方向けに、「免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！」が2022年2月に公表されました。

国税庁 免税事業者 リーフレット

検索

## ● 消費税免税事業者のインボイス制度ポイント

消費税は、最終の消費者が負担するもので、生産～販売の各事業者は、「預かった消費税から、支払った消費税の、差額を国に納付する」のが原則です(リーフレット「疑問1」参照)。

課税売上高が1000万円以下などの事業者は、消費税の申告・納付が免除されています(「免税事業者」)。このような免税事業者に、仕入・経費・設備投資などの支払いをしている事業者にとって、インボイス制度導入後は、免税事業者に支払った消費税は、なかったものとして扱われますので、消費税の納付額が大きく計算されることとなります(リーフレット「疑問2」参照)。

よって、免税事業者は、売上先からインボイス発行事業者になることを求められたり、取引条件の見直しを相談される場合があります。インボイス発行事業者になれば、消費税の申告・納付が必要となりますし、当然ですが所得税の申告もすることとなります(リーフレット「疑問4」参照)。

消費税申告の納付額については、課税売上高が5000万円以下であれば、事業の区分により一定率を乗じて計算する「簡易課税」を選択することも可能で、消費税申告の手間を軽減し、また納税額が少なくなる場合もあります(リーフレット「疑問3」参照)。ただし、実際の利益率や設備投資の状況によっては、簡易課税が不利(納税額が多くなる)になる場合があるので、注意が必要です。なお、簡易課税制度の選択は、適用しようとする課税期間が始まる前に届出する必要があり、また2年間継続する必要があります。

- ・ インボイス発行事業者になるには、令和5年3月31日までに申請が必要
- ・ インボイス発行事業者になれば、消費税の申告、納付が必要
- ・ 免税事業者を継続する場合は、売上先より取引条件の見直しを相談される場合あり
- ・ 簡易課税制度を選択することにより、消費税申告の手間を軽減し、また納税額が少なくなる場合あり

### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付(第1期)	
5月	自動車税の納付	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。

住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。